

30消第890号
平成31年1月8日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長



高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについての一部改正について

平成30年12月27日付け20181210保局第2号で経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から通知のあったこのことについて、別添のとおり通知しますので、貴協会の会員に周知していただきますようお願いします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	主任 越智 貴亮
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail ochi-takaaki@pref.ehime.lg.jp

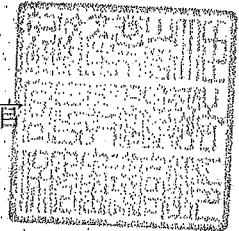
経済産業省

20181210保局第2号

平成30年12月27日

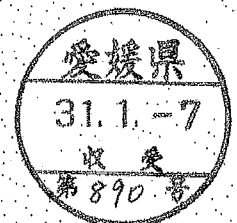
愛媛県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについての一部改正について

高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて
(20180222保局第4号)の一部を別紙のとおり改正したので通知します。



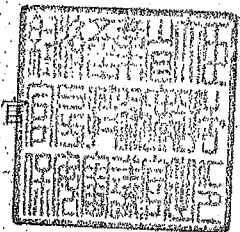
経済産業省

20181210保局第2号

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて
の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年12月27日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱
いについての一部を改正する規程

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて
(20180222保局第4号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は平成31年1月2日から施行する。

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る取扱いについての一部を改正する規程 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて</p> <p>制定 20180222保局第4号 平成30年 2月27日</p> <p>改正 20181210保局第2号 平成30年12月27日</p> <p>2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。)第46条(検査を要しない輸入高圧ガス)に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第22条に基づく輸入検査を要しない。ただし、次に掲げるもの(商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供しないもの又は個人用貨物(自動車の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供しないもの又は個人用貨物」という。)を除く。)にあっては、輸入者が自ら一般則第46条第1項又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号の規定(以下「輸入検査適用除外要件」という。)に合致していることを確認したものであること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器(以下「相互承認容器」という。)内の高圧ガス</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 通関の際の取扱い</p> <p>(1) 税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。なお、上記2.のとおりに、販売の用に供しないもの又は個人用貨物については、書類の提出は不要として差し支えない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 相互承認容器を単体で輸入する場合には、高圧ガス保安協会若しくは指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を輸入する場合に限る。)、又は当該容器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書(参考様式第4)若しくはその写しを提出させるので、これを提出された書面に準じて作成された書面については、説明する資料と認めて差し支えない。この際、輸入検査適用除外要件が生じた場合には、必要に応じて、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(平成10年条約第12号)に付属する規則」(以下「</p>	<p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて</p> <p>制定 20180222保局第4号 平成30年 2月27日</p> <p>改正 20181210保局第2号 平成30年12月27日</p> <p>2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。)第46条(検査を要しない輸入高圧ガス)に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第22条に基づく輸入検査を要しない。ただし、次に掲げるもの(商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供しないもの又は個人用貨物(自動車の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供しないもの又は個人用貨物」という。)を除く。)にあっては、輸入者が自ら一般則第46条第1項又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号の規定(以下「輸入検査適用除外要件」という。)に合致していることを確認したものであること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器(以下「相互承認容器」という。)内の高圧ガス</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 通関の際の取扱い</p> <p>(1) 税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。なお、上記2.のとおりに、販売の用に供しないもの又は個人用貨物については、書類の提出は不要として差し支えない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 相互承認容器を単体で輸入する場合には、高圧ガス保安協会若しくは指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を輸入する場合に限る。)、又は当該容器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書(参考様式第4)若しくはその写しを提出させるので、これを提出された書面に準じて作成された書面については、説明する資料と認めて差し支えない。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(</p>

平成10年条約第1.2号)に付属する規則(以下「協定期則」という。)第1.3.4号4.4.に定める協定期則第1.3.4号に適合している旨の記号(以下図1)が当該容器に施されていること、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、協定期則第1.1.0号7.4.に定める協定期則第1.1.0号7.4.に定める協定期則第1.1.0号に適合している旨の記号(以下図2)が当該容器に施されていること、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、協定期則第1.4.6号4.4.に定める協定期則第1.4.6号に適合している旨の記号(以下図3)が当該容器に施されていること、車両に固定された状態で輸入される場合、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際には特段の確認を要しない。



図1. 協定期則第134号に適合する記号の例(円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は134、続く数字等は認可番号)

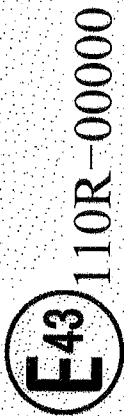


図2. 協定期則第110号に適合する記号の例(円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は110、続く数字等は認可番号等)



図3. 協定期則第146号に適合する記号の例(円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は146、続く数字等は認可番号)

- ③ (略)
- (2) (略)

(参考様式第4)

相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書	
品名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器
項目	輸入する容器の概要 適用除外要件 判定

協定期則」という。)第1.3.4号4.4.に定める協定期則第1.3.4号に適合している旨の記号(以下図1)が当該容器に施されていること、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、協定期則第1.1.0号7.4.に定める協定期則第1.1.0号に適合している旨の記号(以下図2)が当該容器に施されていることを確認されたい。なお、相互承認容器を、車両に固定された状態で輸入される場合は、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際には特段の確認を要しない。



図1. 協定期則第134号に適合する記号の例(円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は134、続く数字等は認可番号)



図2. 協定期則第110号に適合する記号の例(円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は110、続く数字等は認可番号等)

(新設)

- ③ (略)
- (2) (略)

(参考様式第4)

相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書	
品名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器 (新設)
項目	輸入する容器の概要 適用除外要件 判定

用途	国際相互承認圧縮水素自動車 燃料装置用容器又は国際相互 承認圧縮水素二輪自動車燃料 装置用容器（販売の用に供し ないもの又は個人用貨物を除 く。）にあつては、高圧ガス 保安協会又は指定容器検査機 関が発行した材料適合証明書 を取得していること。		
材料適合証明 書番号			
協定規則に適合している旨 の記号	適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：		
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づき一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>（確認年月日） （輸入者の氏名又は名称） （同住所、電話番号）</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
（注）①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。
②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。
③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限り記入すればよい。

用途	国際相互承認圧縮水素自動車 燃料装置用容器（販売の用に 供しないもの又は個人用貨物 を除く。）にあつては、高圧 ガス保安協会又は指定容器検 査機関が発行した材料適合証 明書を取得していること。		
材料適合証明 書番号			
協定規則に適合している旨 の記号	適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：		
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づき一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>（確認年月日） （輸入者の氏名又は名称） （同住所、電話番号）</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
（注）①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。
②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。
③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限り記入すればよい。